

一九二二年	四,130	二,550	四,500	三,150	五,400	
一九二三年	三,100		三,600			
一九二四年	五,000		四,900			
一九二五年	五,200		六,900			
一九二六年	五,900		七,900			
一九二七年	八,000	五,200	八,600	六,800		
一九二八年	六,400	四,600	九,500	七,200		
一九二九年	七,500	七,300	三,800	三,300	三,100	
上海各銀行の紙幣發行額内譯(一九三〇年三月末現在)						
中國銀行	一三一、一三五、〇〇〇元	中央銀行	一五、三六五、〇〇〇元			
中南銀行	二四、五五〇、〇〇〇元	交通銀行	四〇、〇〇〇、〇〇〇元			
四明銀行	一〇、〇〇〇、〇〇〇元	中國實業	一一、〇〇〇、〇〇〇元			
浙江興業	二、五〇〇、〇〇〇元	通商銀行	二、〇〇〇、〇〇〇元			
外國銀行	五、〇〇〇、〇〇〇元	總計	二四二、七六五、〇〇〇元			

こゝまで来る迄右の如く硬貨又は硬貨地銀の在庫増進、紙幣の發行流通額の著増進はなぜ個人財の金融資本化を物語つてゐるのであるかといふ疑問が湧く。

いまその疑問に對しては先づ上海に於ける硬貨及び硬貨地銀の在庫増進上海を中心とする紙幣發行額の著増進、金融資本の蓄積との間には不可分の連鎖關係が繋がつてゐるからだを答へて置いた後、差し當り個人財の金融資本化の徑路を探究して見るこゝとする。

支那には未だ株式社債なきによる資本の増員が組織的に行はるゝまでに至らない。それは資本性生産による企業形態が少しも發達してゐない——換言するに支那に於ける近代工業は單なる模倣企業時代を脱しないからである——。

従つて支那に於ける資本増員の形態は當然次の如き過程をこつてゐる。  
即ち曩に述べたやうに

- (一)單に商業利潤の蓄積せられたもの。
  - (二)個人財が銀行預金化し銀行預金が商業資本として活用せられてゐる部分。
  - (三)買辦制度によつて生れた個人財の直接商業資本化。
- なきのほか

(一)個人財の資本化——資本の公債化。

(二)公債の通貨化。

の二事象が先進資本主義國に於ける株式と社債なきによる資本の増員と同様の動きをなしつつある點にその特異相を現はしてゐる。

個人財の資本化——資本の公債化に對してはこゝに支那に於ける内國公債のもつてゐる機能とその勢力を一瞥する必要がある。

(註)——(一)第二編政治篇「國民政府の財政と公債と税制」の項を参照

支那の内國公債は舊北京政府時代に發行されたもの(民國元年以降民國十五年まで)九二九、七九二、二二八元(内償還額約六二二、八〇〇、〇〇〇元)を除き、國民政府時代の發行總額が四七八、〇〇〇、〇〇〇元に達してゐる。(内約九〇、〇〇〇、〇〇〇元の償還を行つてゐるが)これによると兎に角支那には中華民國に改まつて以來、約十五億元内外に及ぶ内國公債が國民によつて完全に消化せられた譯になる。この場合内國公債の國民によつて消化されたといふことは直接間接に個人財の資本化——金融資本の證券化を意味するものでなくて何んであらう。

かうして個人財の資本化乃至金融資本の證券化は、過去十數年間に亘り時の政府の發行した公債によつて成し遂げられて來たのであつた。而かもこの種の公債の市場に於ける流通状態と價格の變動の激しかつた事實なきに徴するに、金融資本蓄積上に及ぼした影響が決して單純でない所以をも推測するのに難くない。

即ち前述の如き経過によつて個人財が證券化された結果そこに普偏された證券が、更に通貨資本化されつゝある事實とその過程を見るからである。

上海に於ける紙幣發行額の著増はまさにそれであつて、その間の経緯をもつて詳しくいふなら曩に叙述した如く上海で發行されてゐる二億五千萬内外に達する紙幣は、現銀六割、保證準備四割の紙幣發行に對する現行準備制度に準據してゐるものであるの、四割の保證準備は公債をもつてこれに充てられてゐる事實を列擧するに容易に首肯出來るであらう。

この實情に徴せば現在上海を中心として江蘇、浙江、安徽若くは長江下流域に通用しつつある紙幣總額二億五千萬内外のうち、公債をもつてする保證準備制度に準據して發行せられたものが四分の一——約一億元内外——に達してゐるのであつて、これを換言するに約一億元内外の公債が結局紙幣といふ通貨にその形を代へてゐるのに過ぎぬといふ結果になるのである。

就國民政府發行の公債に至つては、その利廻りも利拂ひ乃至償還の條件が極めて有利(國民政

府にまつては著しく不利な條件で發行されたのである。市場價格の變動も亦甚だしい結果、それに對する新規の投資者をさへ誘致しながら爾後益々その普偏化が行はれつゝある。

かうしてこゝにも亦金融資本の證券化——個人財の證券化——がその傾向を顯著ならしめてゐる事實を見逃せないではないか。

以上の如く個人財の金融資本化乃至その證券化の段階は、専ら内國公債に向つての投資となつて現はれ、更に公債の通貨化をさへ促し、その間複雑な因果關係を形成しながら、益々金融資本蓄積の趨勢を發展せしめてゐる。支那經濟の特異相があり、そこに支那では先進資本主義國の如く金融資本の證券化（株券又は社債なきを主とする）する分量が極めて僅少であるといふ大部分の原因が内在してゐるのだといふことも出来る。

この特異相を推し進めて考察するに、支那に金融資本として少なからぬ額が蓄積せられてゐるに不拘未だ資本性生産が何等組織化されてゐない理由をも亦發見し得るのである。

而かも支那には商業資本の活動區域が依然頗る廣大であり、全體としての商業利潤も亦極めて雄厚である。金融資本が産業資本化するに至らないで、金融資本そのまゝに、或は商業資本

として活躍するに至る充分の餘裕があつたのだ——即ち商業資本としての活躍範圍が廣大であつたらばこそ、金融資本の産業資本化する暇がなかつたのだといへる。

しかしながら最近支那に於ける商業資本の活躍範圍が漸次狭められて行かうとする徴候がある——全體としての商業利潤の薄弱になつて來たのがそれだ——。

曩に詳述したやうに上海に於ける硬貨又は、硬貨地銀の在庫激増はこれを一面から見るに商業資本の活躍範圍が狭められて來た例證である。特に次の如く

- (一) 部分的にも亦商業利潤が漸減しつゝある
- (二) 商業資本家の増加とその競争が熾烈になつた
- (三) 假需要の激減

なごの諸項が商業資本活躍の範圍狭少を認識するに足る要素としてこれを數ふるこゝが出来た。と共に近來都市に於いて土地に向つての投資が著しく目立つて來た。

かうして支那に於ける近代商業の趨勢に、金融資本の増員過程を具さに觀察するに、専ら商業資本として活用されてゐる金融資本が今後組織的に産業資本としての行程に向ふであらうこゝを暗

示してゐる。

個人財の金融資本化の過程に、金融資本の證券化傾向に、商業資本にして活用されてゐた金融資本が漸次産業資本化されて行く徑路——はこりもなほさず、新興資本主義への一段階でなければならぬ。

## (二) 國民黨——國民政府の資本主義政策

### (A) 新興資本主義の統治形態

孫文の「三民主義」が結局一種の國家資本主義の體現であるのみでなく、その「實業計劃」に至つては全く「新興資本主義」への行程であることは第一編及び第二編の各項によつてこれを明らかにした筈だ。

就中最近の國民黨——國民政府の歩みつゝある道にその施政方針に、その政治形態についてこれを見るべき、一層如上の感を深くせざるを得ぬ。

唯孫文の「實業計劃」に國民政府の「訓政時期に於ける建設方針」に將來までその實現を見るに至るか頗る疑問にせねばならぬのである。雖も若し近い將來にその政策が具體化するならば

そしてその政策に根本的の變化がない限り、支那に於ける産業をして、結局新興資本性生産への道程にこれを誘導せねば熄まぬであらう。

況んや最近の國民黨——國民政府は新興資本主義への統治者としてその態度が著しく露骨になつて來たこと共に至極大膽に振舞ひつゝあるに於いておやだ——。

### (B) 金融統制と幣制改革

「第二編政治篇(2) 國民政府の財政と公債と税制」に於いて略述した通り國民政府財政部が中央銀行を通じて鋭意金融統制を行ひながら、貨幣制度を確立せんとして計劃しつゝ實行の歩を進めてゐる努力は、今後金融資本をして産業資本に展化せしむべき過程に對する速度を加ふるであらう事實を否定出来ないのである。

即ち國民政府の金融統制は差し當り中央銀行を國家銀行として國民政府財政部がこれを經營し、兌換券の發行と硬貨の鑄造とにより、貨幣金融の統制を行はんがため先づ北京政府時代に國家銀行としての機能をもつてゐた中國銀行と、特殊銀行であつた交通銀行とに對してその整理を斷行したのに端を發したのである。

(附記)——(一)支那の中央銀行制度としては前清時代に(一)戶部銀行(一九〇四年光緒三十年)が設立せられた後(二)一九〇八年(光緒三十四年)これを大清銀行と改めて國家銀行と確定したと雖も業績舉らず結局國家銀行としての機能を發揮するまでに至らなかつたのであり(三)一九一二年(民國元年)北京政府財政部から中國銀行條例の發布を見るに至り現在の中國銀行(公稱資本額六千萬元)が新設せられたのである。爾來中國銀行は極めて順調に發達しながら民國五年末まで一千萬元の拂込金を財政部から支出し二百萬元餘を民間株主から募集して彌々その基礎を鞏固にし一九二八年(民國十七年)の拂込資本額一千九百七十六萬二百元積立金六百七十七萬七千三百二十三元を算したが、民國十七年國民政府財政部が中央銀行を設置して以來國家銀行としての機能を失つたと雖も新に中國銀行條例の制定により國際爲替銀行に指定せられ(一)政府發行の海外公債に對する管理利拂ひ償還事務の取扱(二)政府の國際勘定の收支事務取扱(三)海外貿易の補助事項(四)一部分の國庫代理委任(五)財政部の特許による兌換券の發行なきの特權を得て特殊銀行としての機能と職分をもつてゐる。

(附記)——(二)前北京政府時代には中國銀行と並立しながら國家銀行としての職分の一部をもつてゐたものに交通銀行があつた。一九一四年(民國三年)三月交通部の手で設置せられたので

ある(公稱資本額一千萬兩)交通財政の一切を管理してゐたほか國庫及び爲替事務をも掌り紙幣發行の特權をも附與されてゐた。爾後一九二八年(民國十七年)の拂込資本額一千二十八萬五千四百元積立金百九十九萬元を擁しつゝ著しく營業の發達を來したのであるが一九二八年(民國十七年)國民政府の中央銀行設立と共に交通銀行條例の制定により特種銀行として(一)全國の實業發展に資するため公共實業機關の發行にかゝる債票及び交通事業の公金收支事務の代理(二)その他實業發展處理のため一部分の國庫代理(三)財政部の特許による兌換券の發行なきの特權を附與された。

支那に於ける貨幣制度の紊亂その極に達してゐるのは衆知の事實であり、前清以來幾たびか幣制の改革を企てられた結果一九一四年(民國三年)國幣條例の公布により現行の銀元本位制が採用せられたと雖も、未だ徹底的に行はれてゐない。

(附記)——(三)國幣條例(民國三年二月八日教令第十九號)

第一條國幣の鑄造發行權は政府に專屬す 第二條庫平銀六錢四分八厘を以て價格の單位とし名づけて圓といふ 第三條國幣の種類左の如し一銀幣四種(一圓、半圓、二角、一角)線幣ニツケル

(五分)銅幣五種(二分、一分、五厘、二厘、一厘) 第四條國幣の計算は均しく十進を以てす毎圓の十分の一を稱して角となし百分の一を稱して分となし千分の一を稱して厘となす 公私の兌換はすべてこの率に照す 第五條國幣の重量成色(品位)は左の如し

- (一) 一圓銀幣 總量七錢二分 銀九 銅一
- (二) 五角銀幣 總量三錢六分 銀七 銅三
- (三) 二角銀幣 總量一錢四分四厘 銀七 銅三
- (四) 一角銀幣 總量七分二厘 銀七 銅三
- (五) 五分銀幣 總量七分 「ニツケル」ニ五 銅七五
- (六) 二分銅幣 總量二錢八分 銅九五 錫四 鉛一
- (六) 一分銅幣 總量一錢八分 同前
- (八) 五厘銅幣 總量九分 同前
- (九) 二厘銅幣 總量四分五厘 同前
- (十) 一厘銅幣 總量二分五厘 同前

第六條一圓銀幣の用數は無制限す。五角銀幣は毎回の授受を二十圓以内とし二角一角銀幣は毎

回の授受を五圓以内に銀幣銅幣は毎回の授受一圓以内をその限度となす 但し租税の收受並びに國立銀行の兌換にはこの種の制限を適用せず 第七條國幣の型式は教令を以てこれを制定す 第八條各種銀幣は何枚たるに論なくその重量が法定重量をこれと相比し公差千分の三を逾ゆることを得ず 各種銀幣は一千枚毎に合計重量が法定重量をこれと相比し公差萬分の三を逾ゆることを得ず 第九條各種銀幣は何枚たるに論なくその成色に於いて法定の成色をこれと相比し公差千分の三を逾ゆることを得ず 第十條一圓銀幣がその行用に因つて若し磨損し法定重量の百分の一の減少を致せるもの及び五角以下の銀、銀、銅幣がその行用に因つて磨損し百分の五を減少せるものは共にその數に照し政府に向つて新幣を兌換することを得 第十一條凡て毀損せる貨幣にして若し故意に毀損せられたるものなるときはこれを他人に收受せしむることを得ず 第十二條銀を以て政府にこれを託し一圓銀幣を代鑄せんとするものあるときは政府は須らくこれを許可すべし但し毎枚の鑄費を庫平六厘とす 第十三條本條例施行の期日は教令を以てこれを定む

國幣條例施行細則(民國三年二月八日)

第一條すべて公金の出入は必ず國幣を用ゆべし但し本細則に特別の規定あるものはその規定に依る 第二條舊有の各官局の鑄發せる一圓銀幣は政府より國幣を以て兌換しこれを改鑄す 但し一

定期間内は國幣一圓と同一の價格を有するものと認む右期間は教令を以てこれを定む 第三條市場通用の舊銀角、舊銅圓、舊制錢は政府より國幣を以て回収しこれを改鑄す、但し一定期限内は尙各市價に照して行用することを許す 前項の舊幣にして公金の完納に使用する際は毎月内各公署揚示の市價を以てこれを收受す その市價は前一個月間の該地方の平均中植を以て標準とす但し右の期間は教令を以てこれを定む 第四條すべて生銀を以て公金を完納し或は政府に對して國幣を代鑄するものあれば庫平計銀六錢五分四厘を以て一圓に算へその他の秤量成色の生銀は價格を算出せる附表の定むるところによる 第五條すべて公金の出入にして從來銀兩を以て計算せるものは一律に各該處に於ける銀兩の從來收支せられたる重量成色の數目に照して第五條の規定に依り改換計算の名稱に換算す 但し從來銅元制錢或は他種の錢文を用ふるもの及び銀兩を以て他種の錢文に換算せるもの 又は錢文より銀圓に換算をなせるものは各地方公署より收支實數を按照して國稅廳に申請しその認可を経て改換計算の名稱に換算す 第六條各種賦稅の稅率は第四條第五條の規定によりその實際徵收の數目を以てし厘を單位とし厘以下は四捨五入の法を用ふ尙別に表率を定めてこれを公布すべし 第七條凡て民間の貸借にして銀兩を以て計るものは附表規定するところの國幣改換計算の各種に換算す その舊銀角舊銀元舊銅元舊制錢或は他種の錢文

を以て計るものは第五條に定むるところによりて國幣改換計算の名稱に換算す、すべて未だ本條によつて諸證書に於ける計算の名稱を改明せざるものにして嗣後若し爭訟を發生したる際は本條例公布の日の市價に照しそれを標準となし判斷す 第八條すべて中國國境内にあつて國幣を以てその授受をなすときは何種の款項たるに論なくすべてこれを拒絶することを得ず 第九條凡そ國幣法第四條及び本細則第八條に違犯し關係者の告發あれば事實審理の後十圓以上一千圓以下の罰金に處す 官吏及び官營事業を經營するものにして前項所載の事項に違犯したる場合は同一順序を経たる後五十圓以上三千圓以下の罰金に處す 第十條本細則施行の地域及び期日は教令を以て之を定む 第十一條本細則にして若し増改すべき箇所あらば教令を以てこれを公布す

國民政府でも亦一九二八年(民國十七年)六月上海で開催せられた全國經濟會議に對して國幣條例草案(大體に於いて現行北京政府の國幣條例と同じであるからこゝにはこれを省く)を提出して可決せられたのであるが、これ又容易に實現の運びに至りさうにもない。

しかしながら國民政府の幣制改革は次のやうに

(一)銀貨幣の統一を先決問題とする

- (一) 現在通用してゐる銀兩の廢止
  - (二) 金爲替本位制から將來の金本位制確立
- なごの順序で進まふことしてゐる。唯全國經濟會議で決定せられたその實行案によること左の如く
- (一) 實施決定期を民國十八年七月一日とする
  - (二) 迅速に上海造幣廠を設置する
  - (三) 民國十七年七月一日から中外銀行錢業を論ぜず銀塊銀兩の所有者には隨時上海造幣廠で新國幣に改鑄せしむる
  - (四) 幣制條例頒布の日から海關稅はすべて洋銀の徵收に改むる
  - (五) 國際爲替率は外交部から各國に通知して銀元に改正せしむる
  - (六) 各地に残存する虛銀單位を廢止して同時に洋厘市場を取消す
  - (七) 政府は其一切の契約にかゝる國內債權債務に對し頒布の日から凡て銀元計算を以てする
- なごの諸項が規定せられ同時に一九三〇年(民國十九年)二月一日上海造幣廠が竣工してその鑄造を開始する運びに至つたのであるが、さて兩銀の徹底的廢止といふ段取りになること現在のところ尙實行難たるを免れない環境にあることはいへ、その進むべき途が前途に拓けてゐる點だけは動かす

この出來ぬ事實だといひ得る。

國民政府の幣制整理は、更に當然紙幣の統一にまでその手を伸ばさうことしてゐるのであるが、先づ中央銀行兌換券の普遍を意圖しつゝ中央銀行兌換券により従前から發行され通用してゐる各銀行の紙幣を驅逐し同時にその發行に對して制限を加へながら徐々に發行權を取り上げやうとするのがその順序であるらしい。

それは全國經濟會議で可決せられた金融監理局の紙幣取締條例草案によつてこの間の消息が窺知される。即ち同條例によること次の如く

- (一) 紙幣の發行權を統一する
- (二) 國家銀行にあらざる銀行の發行にかゝる紙幣はすべて嚴重に取締りながら既發行の分を順次に回收せしめ
- (三) 外國銀行の發行紙幣をも亦條約改訂の際これを廢止する

なごの諸點を規定してゐるのによつてこれを知ることが出来るのであるが、硬貨の統一も同様の實施に當つて少なからぬ困難が伴つてゐることを否定出來ぬ現狀にあるに過ぎぬことはいへ、これ又その實現に向つて過進しつゝあることは事實だ。

x

x



支那が社會——經濟の進歩發達と共にその經濟生活も亦全國的規模に於いて一つの組織體をなすべく進展しつつある際、貨幣制度の地方的であり全國的に見て不統一であることを許されなくなるのは必至の徑路であつて、そこに地方的混亂から全國的統一への改革が要求されて來たのはまさしく時代の潮流である。

この要求が支那に屢々試みられた幣制改革計劃であつて、前清以來既に幾度が繰り返へされた難問題であつたのだ。

(附記)——(四)從來支那の幣制改革計劃は(一)一九〇二年(光緒二十八年)時の總稅務司英人赫德氏が金爲替本位説を唱道したのに始まり(二)一九〇四年(光緒三十年)米人精琦氏が國際爲替委員會の名義で更に金爲替本位制の採用を北京政府に建議した外(三)一九〇八年(光緒三十三年)駐米支那公使汪大燮氏が同様金本位制採用意見を政府に陳述し(四)民國に革まつてからは第一回幣制委員會が組織せられて金爲替本位制の採用を決議し(五)一九一三年(民國二年)又第二回幣制委員會に於いて同問題を討議された等幾多の曲折を経て(六)一九一四年(民國三年)國務院に幣制會議を設置して幣制條例を制定し現行の銀本位制の確定と銀元單位の決定を見るに至つたのである。

x

x

特に最近に至つて偶々銀價の世界的慘落に直面しながら、銀を本位貨幣としてゐる支那では、本位貨幣の價値遞減によつて痛烈なる打撃を與へられつつ勢い幣制の改革も亦その焦眉の急に迫まれて來たのであつた。

そこで國民政府の幣制統一策が少なからず眞剣味を帯びて來たのは勿論これを一面から見るときも恰も絶好の機會に逢着したともいへる。

(附記)——(五)國民政府財政部は曩に財政設計委員會を組織して米國からケメラ博士外十二名の財政顧問を招聘した上稅制幣制の各方針を調査立案中であつたが最近同顧問等の歸國と共に其研究立案による「金本位制案」が發表さるゝに至つたのは「第二編(4)國民政府の財政と公債と稅制」の項で畧述した通りである。

x

x

勢い國民政府は近い將來に於いて金融の統制と幣制の統一を完成しなければならぬ運命のものにある。

そしてそれは從來支那に於ける貨幣制度の經過と、支那の社會發達段階と、その經濟生活の様式形態なきから見て、必ずより現實的な行程——統一貨幣制度へ進むべきは最も明白であらねばな

らぬ。

即ち支那ではいま直ちに金爲替本位制又は金本位制度を採用することの不可能な現状にあるからだ。

そこで國內的には銀元本位制によつて統一的貨幣制度に進み、次いで國際的には金爲替本位制への行程を進んであらう。これを換言するに金爲替本位制維持樹立の目標としての銀元本位制による統一貨幣制度が生れるであらうことを推測出来るのである。それに次いで中央銀行を中心とする金融統制も亦同様漸次その目鼻がついて來なければなるまい。

以上の如く國民政府の金融統制ニ幣制統一の努力が、金融資本の増員に對して直接如何なる影響を與ふるかはその経過を俟たねば容易に速断することを得ないに雖も、これを以て直ちに金融資本をして商業資本から産業資本に展化せしむる一要因であることを認識するに少しも差支がない。

この間の消息に對しては國民政府が一九三〇年（民國十九年）四月七日左の如き全國幣制統一計劃の實行方法を發表したなき漸次具體化への道程にある。

全國幣制統一計劃各省區分實行方法

(一)各地中央銀行をして先づ各民營銀行の發行する紙幣及び兌換券に對し最短期間内にすべてこれを回収せしむ

(二)省市中央銀行より鈔票(紙幣)及び零洋(小額)兌換券を發行して各縣に通用普及せしむ

(三)完全に元を單位とする

(四)各省中央銀行鈔票は何省を論ぜず流通せしめ完全に十進法によらしむ

(五)銅元(銅貨)を一律に十進法によらしむ

(六)以上先づ江蘇、浙江の二省より實行し逐次各省に普及せしむ

次いで一九三〇年（民國十九年）五月十七日國民政府は金塊の海外輸出を禁止した。これも亦來るべき金爲替本位制採用への第一歩であるべき筈だ。

(三)新興資本主義の所産

(A)農村問題の發生

支那に農村問題の發生したのは必ずしも近代にのみ限られた現象ではない。支那の近代史をひも

こいたならその一部分は農民暴動史によつて彩られてゐる。だがそれらはすべて封建制度の政治形態に對する農民の抗争であつたことを否めない。

それはこの種の農民暴動中その規模の最も廣大であつた(一)太平天國運動(一八五〇年土地問題解決のためにけつ起した)(二)義和團事件(衆知の如く失業破産の農民が暴動化したものであり一九〇〇年勃發した)なきに徴してこれを知ることが出来る。

更に支那に於ける秘密結社の組織が驚くべき程度にまで發達してゐるのも亦この間の消息を語るに足る例證であつて(一)嚴酷なる専制政治(二)政治の腐敗(三)殆ど無政府状態に於ける農村の自衛策(四)社會組織の缺陷なきに基因してその間一種の迷信作用と結合しながら農民間に勢力を扶植しつゝ遂に暴動化するに至つた——各種農民團體の發生徑路がまさにそれであつた。

(附記)——(一)河南、山東其他各地に發生した紅槍會や天門會、白狼會なきすべて迷信作用と結びついた農民の自衛策から出た團體である。

しかしながら近代に至つて國際的資本主義の壓迫と國內に勃興した工業の隆興につれて、如上の農村問題も亦自らその質と形態とを異にして來た事實を見逃せない。これを換言するに農村問題が漸次現代化しつゝある點を見出し得るのだ。即ち本篇の最初に畧述した如く農業經濟の崩壊と農村

の困憊と國民黨の民衆政策なきが漸次農民をしてその階級意識を喚起せしめて來たからに外ならぬかうして近代化さうしてゐる農村問題が、今後さう進展するかは支那に於ける新興資本性生産の行程とその形態によつて定まるのであらうとはいへ、それが新興資本主義への行程中に於ける所産としての一社會事象たるを失はぬのである。

#### (B) 勞資の對立とその闘争

近代工業の勃興とその發達に伴ひ勞資階級の分離と、勞資階級の分離による階級闘争の激化とは到底これを避け得ないのは寧ろ當然の過程であつて、就中支那に於ける勞資問題の發生は、所謂容俄抱共時代(共產黨を抱容した時代)に於ける國民黨の民衆政策に刺戟せられて急激のうちに階級意識が喚起しその擴大を促したからであつた。

従つてその段階は何れも先進資本主義國に於いて發達し激化した階級闘争とほぼ同様の徑路を辿つたのである。

即ち次のやうに

(一)近代工業の發達と國內手工業の凋落及び農業經濟の崩壊による産業勞働者數の増加

- (一) 農業經濟の崩壊と物價の昂騰による労働者階級の生活困難
- (二) 新思想の抬頭

なごの諸項が階級の對立とその闘争を發生せしめた根本の原因であつた。雖も、支那では勞資階級の對立とその闘争を急激に進展せしめた特殊の事情が存在してゐた事實を忘れてはならぬ。それは曩に言及したまはり、國民革命の勃發後その成功につれて次のやうに

- (一) 民衆の意識的覺醒
  - (二) 新思想の普及
  - (三) 舊制度に對する破壊的の意志と態度
- なごの諸事象を鮮明に表明して來たからであり、就中その際立つて目についたものは左の如く
- (一) 國民黨が三民主義の宣傳に努めた結果階級意識の普及と、労働者階級の地位向上が社會一般から考へられるやうになつた
  - (二) 五四運動以來國民革命の勃發につれて労働者階級の團體組織が空前の發達を遂げた
  - (三) 従つて勞資階級の意識が益々明瞭にされた
  - (四) 共產主義の宣傳によつて労働者階級の闘争運動が漸次尖鋭化するに至つた

等州として外部からの刺戟によつたものであることを擧げて好いのである。

従つて労働者階級の自發的による闘争は専ら直接生計上の壓迫を蒙つた際、物價高又は小洋乃至銅貨で勞賃の支給を受けてゐるものが小洋乃至銅貨の價値に暴落を來したとき、部分的に同盟罷工となつて現はれたのに過ぎぬ。なご大部分失敗に歸したことを免れない。労働問題の研究者達はその理由として左の數項を數へてゐる。

- (一) 各種の産業或は職業の内部に労働者の永久的團體組織を缺いてゐた。即ち一問題の發生毎に臨時に召集したものであるから當然團結力が薄弱である。これを免れなかつた
- (二) 労働團體が平時に何等の準備もないのみでなく罷工基金なごの缺乏によつて僅か一二日間の罷工で忽ち生計の困憊に當面せざるを得なかつた
- (三) 各種の罷工がみな單獨行動に出で勢い同一産業の労働者間に於ける協同を缺いてゐた
- (四) 所謂労働豫備軍の多い結果資本家の感ずる痛痒が甚だしく薄かつた
- (五) 労働者階級に對する社會的の同情が全然存在しなかつた

だが爾來、労働團體の組織が漸次發達したの。國民黨部當局者の指導開發宜しきを得たの。そ

の他あらゆる情勢から、労働運動が社会的に認められて来るやうになつたのである。

いまこの間の消息を知らんがため最近支那に勃發した勞資爭議の經過を左に列擧しやう。

一九一八年以降支那に於ける罷工回数と人員

回数	罷工人員	年次	回数	罷工人員
一九一八年 二五	六四五	一九一九年	六	九、五〇〇
一九二〇年 四	四、二四〇	一九二一年	四	一〇、八〇五
一九二二年 九	三、九〇〇	一九二三年	四	三、五八五
一九二四年 五	六、八六〇	一九二五年	一八	四〇、三三四
一九二六年 五五	五、九五五	一九二七年(上海のみ)	二二	三、九八九
一九二九年(上海のみ)	二、三〇〇			

(註)——(一)但し一九二五年五卅事件の罷工回数二一八罷工人員七、四八二を含まず

支那に於ける罷工原因分類統計

生計上の壓迫	待遇問題	群衆運動	工會組織	外部との衝突	同情罷工	其他	原因不明
一九一八年 一五	七	一	一	一	一	一	一

一九一九年 三三	七	三	一	一	一	一	一
一九二〇年 三二	二	一	一	一	一	二	一
一九二一年 三三	九	一	一	三	一	三	一
一九二二年 六二	三	一	四	三	二	三	五
一九二三年 二六	四	一	二	三	二	四	三
一九二四年 三三	九	一	一	二	一	七	二
一九二五年 一〇四	五	七	四	四	一	二	一
(外に五卅事件二〇五)	五	二	四	四	一	二	一
一九二六年 六二	一七	九	二	五	六	三	二
一九二七年 (未詳)							
一九二八年 二七	五	六	一	一	七	三	一

罷工の結果の分類統計

自一九一八年至一九二五年 一九二六年 一九二八年(上海のみ)

労働者の勝利に歸したもの	回数	百分率	回数	百分率	回数	百分率
	二八三	五〇、七	一五	三〇、八四	四	三六、七

一部分の勝利に歸したるもの	三	六三	九	一七三	元	三三三
失敗に終りたるもの	四〇	七二	七	三三	三	一〇一五
結果不明のもの	一〇四	三三三	一〇三	三九	三	一七九五

以上の数字は勞力關係から支那經濟が、一層新興資本主義への行程を意識的ならしめつゝある點を知悉せしめねば熄まぬのである。

特に罷工の結果から見て、勞働者の勝利に歸したものが一九一八年から一九二五年に至る總計百分の五十以上、一九二六年に於いて百分の三十、一九二八年に於いて（上海のみ）百分の三十八以上漸次勞働者に對し有利に解決したなき、一層如上の感を深くせざるを得ぬ。

斯くの如くにして支那に於ける近代工業は從來のやうに

- (一) 勞賃の至廉
- (二) 勞力の豊富
- (三) 勢い勞力關係からのみ來た企業の有利

(四) 唯單なる摸擬

こいつたやうな直接間接の原因又は動機に立脚した勃興はこれを實現し得ないとしても秩序あり系統ある企業の實現するこゝを想像し得るのである。

(四) 新興資本性生産の可能

(A) 人口問題と内地殖民

支那本部、滿洲、蒙古、西藏及び青海、新疆を合してその總面積が四、二七七、一七〇方哩、そこに收容されてゐる人口總數四三六、〇〇〇、〇〇〇人と稱へられ、その人口密度が一方哩一七八人に過ぎぬまでいはいはれ、大支那の廣大さは寧ろわれくの想像以上である（最も人口の致密である支那本土でさへ一方哩二六九人の密度であり決して多いとはいひ得ない）。

(附表)——(一) 支那の人口總數とその密度

一九二七年度 未人口總數	一九一三年度 の人口密度	一九二七年度 未人口總數	一九一三年度 の人口密度
江蘇 二六,三五八六四(上海を除く)	八五	浙江 三三,〇九,〇〇〇	六〇
山東 三〇,八〇,二四五	五五	河南 三〇,八三,九〇五	四五

湖北	二七、二六七、二五四	三六〇	廣東	三七、二八七、七九	三三
安徽	一九、八三三、六六五	三六二	江西	二四、四六八、八〇〇	三五
湖南	二六、四四五、二七	三四一	河北	三〇、一七三、〇九三	二九五
福建	一三、一五七、七九二	二八四	四川	二五、七六三、五〇七	三六
貴州	一一、二六六、〇〇〇	一七	廣西	一一、二八八、三三九	一五
山西	一一、二四九、九五一	一三四	陝西	九、四六五、五五八	二五
雲南	九、八五二、〇	六	甘肅	五、九七〇、九九七	二五
東三省	九、二二四、〇〇〇	九	奉天	一一、二〇〇、〇〇〇	三三
吉林	九、二五八、六〇〇	九	黑龍江	九、二五八、六〇〇	三三
吉林	九、二五八、六〇〇	九	黑龍江	九、二五八、六〇〇	三三

(附表)——(一)支那に於ける人口總數の各種調査表

一九二二年(民國六年)	國務院統計局調査	三、七、六、七、四、四	(蒙古を除く)
一九一八年(民國七年)	海關調査	四、三、九、四、五、〇〇〇	(全 國)
一九二〇年(民國九年)	郵政局調査	四、七、六、七、九、二、四	(二十一省)
一九二二年(民國十年)	海關調査	四、三、三、八、二、〇〇〇	(二十二省)
一九二二年(民國十一年)	郵政局調査	四、七、一、五、四、九、五、三	(二十二省)

- 一九二三年(民國十二年) 郵政局調査 四、三、六、〇、九、四、九、五、三 (二十一省)
- 一九二六年(民國十五年) 國際聯盟調査 四、五、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇
- 一九二七年(民國十六年) 北平郵政總局調査 四、三、六、〇、〇、〇、〇、〇〇 (二十一省)

その支那に於いて昔から人口問題の發生を見るに至りために少なからず悩まされてゐるに聞かき、不思議といへば不思議な事象でなければならぬ。

兎に角支那には人口關係から胚胎した幾多の政治的經濟的諸問題に悩まされたことは事實である。防穀令が布かれて米穀の省外移出又は國外輸出を禁止されてゐるなきその一例證でなければならぬ。

支那が人口問題に悩まされる結果として自然次のやうに

- (一) 國內殖民地への移動
- (二) 邊境諸省の開發

なきがその解決策として要求されて來るであらうことを想像するのに難くない。

(附記)——(一)人口密度の最も顯著な浙江省では最近盛んに内地殖民を奨励しながらその第一回殖民團一千五百名を東三省へ移殖せしむる計劃をたて一九三〇年三月から四月にかけて出發した

かうして人口問題による苦惱をその解決の必要に迫られつゝ將來必ず勃興するであらうところの内地殖民——内地殖民の行はるゝ結果としての交通の發達——資源の開発——なきを連鎖的に考へるべき、そこに支那に於ける新興資本性生産への前途の可能が拓けてゐるこいはねばならぬのではないか。

(B) 未開發の資源

世界に於る總陸地の十五分の一を占めてゐる支那が、寒、温、熱の三帯に亘る尠大な土地を有しそこに抱容する資源の殆ど無盡藏に近いであらうことは誰しもこれを推定するにほりであり、而かもそれらの資源はいまなほ未開發のまゝに残されてゐるのである。

これを農産について見るなら、北支那から滿蒙にかけて巨額に達する雜穀の産出額は、今更事新らしくその數字を擧げて説明するまでもなく、中部支那に於ける揚子江及び黄河の流域に亘る棉花を主とする農産物の産出も亦世界衆知の事實である。そのほか中部支那の蠶絲や、北部支那の羊毛、その他各省に産出する皮革、油類、雜穀、米穀、煙草、麻、なきを始め林産物等一つ／＼數へ來るに殆ど際限がない。

若しそれ礦産に至つてはその埋藏量の驚くべきものがある。石炭は一八七〇年に於ける獨逸地質學者の調査による山西省だけでも一、八九〇、〇〇〇、〇〇〇噸の埋藏量を有し一千五百年間の世界に於ける消費量に相當するこさへいはれてゐるのに徴してその全般を想像するこが出来る。

(附表)——(一)支那に於ける石炭埋藏量(米人ダーク氏調査)

山西	七四、四〇〇、〇〇〇噸	湖南	七〇、〇〇〇、〇〇〇噸
四川	一〇、五〇〇、〇〇〇噸	雲南	一〇、一〇〇、〇〇〇噸
貴州	三〇、〇〇〇、〇〇〇噸	河北	三、六八〇、〇〇〇噸
河南	九、一七五、〇〇〇噸	山東	七、〇八三、〇〇〇噸
甘肅	五、二一九、〇〇〇噸	江西	三、三九五、〇、〇〇〇噸
蒙古	一、一〇〇、〇〇〇噸	陝西	一、〇五〇、〇〇〇噸
廣西	五〇〇、〇〇〇噸	安徽	一、八七〇、〇〇〇噸
湖北	一、一七、〇〇〇噸	福建	一、五〇〇、〇〇〇噸
浙江	一、四七、〇〇〇噸	江蘇	一、〇〇〇、〇〇〇噸
總計	九、九六、六二七、〇〇〇噸		



鐵に関する精確な調査表がないに雖も、その埋藏量が世界の第五位にあるといはれてゐるにより、ほとんどの消息が想像出来るのであつて、更に石油は米國専門家の推定によるに、その埋藏量少くとも米國に於ける總埋藏量の十分の三以上に達するに稱へられ、錫の産出額が現在世界の第三位にあり、アンチモニーの産出に於いては世界總産額の約七十パーセントを占めてゐるほか、銅、鉛、銀、金、などの諸礦産も同時に決して鮮くない。

かくの如くにして無盡藏に近い資源が未開發のまま残されてゐるに支那に於ける新興資本性生産への洋々たる前途が展開されてゐるではないか。

(附表)——(一)支那に於ける鐵礦埋藏量(北京政府時代農商部地質調査所の調査)

直隸	九,179,000	山東	2,910,000	安徽	5,000,000
湖北	5,160,000	福建	7,500,000	奉天	3,750,000
河南	11,400,000	江西	18,000,000	江蘇	15,000,000

(C)新興支那の外資歡迎

前述の如く支那に於ける新興資本性生産が洋々たる將來を有するのは勿論、資本性生産への可能

が新興支那の進まんとする前途に拓けて居ればこそ、新興の支那は外資の流入に對して限りなくこれを迎へんとしてゐるのである。

外資の歡迎に關しては、孫文がその「實業計劃」中に於いて大要次の如くこれを論じてゐる。

中國實業の開發は(一)個人企業(二)國家經營の二路に分けて進行する。すべて個人の企業に俟つべきものは國家がこれを保護獎勵してその發達を計る必要がある。即ち從來個人企業の發達を阻碍してゐた自殺的の税制はその廢止を即行し紊亂せる貨幣制度を改革するに共に交通上の利便を整備するなきがそれだ。個人企業として獨占性を帶ぶるものは國家がこれを經營する。而してこの種の國家事業は必ず外資の吸收に外人の熟練せる技術に經營上の才能の採用にまたねばならぬ云々——。

國民黨——國民政府の新興資本主義政策——即ち訓政期間中に於ける物質建設方針が孫文の實業計劃を最も忠實に體現してゐるなら、今後支那に外資の流入が少なからずその殷盛を極むるであらう。

そしてそれは専ら鐵道敷設などの交通事業に對してなされるであらうことを推測し得る。

その場合支那に侵入した外國資本は、支那に於ける新興資本性生産の醗酵母たるの職分をなすも

のでなくてならう。

唯この際矛盾するのは、新興の支那が「外資」の流入を限りなく歓迎しながら、一方に於いて「外資」の流入を阻止するやうな政策を採つてゐる事實である。

けれども今後支那に流入する外資が支那に於ける新興資本性生産の醗酵母たるの職分を盡すのに忠實であるなら、それが新興資本主義の新らたなる情勢の上に結合され、そこに新興資本性生産を車輛とする國際關係の設定を見るに至るであらうと思はる。

x

x

少くも日本と支那との國際關係だけでも、是非ともさうあらせたいものだと思ふ。こゝに於いて眞實の意味の日支經濟提携が形成されるのではなからうか。

即ち新興資本性生産の新らたなる情勢の上に結合された新興資本主義の醗酵母としての日本の對支輸出資本は、必然的に日支の共存共營を基調とされなければならぬからである。

## 第四編 結論

### 新興支那の必然性

支那——こいはんよりは支那の動きを、世界の經濟——こいはんよりは國際的經濟の動き——と對照するなら、そこにわれ々は「新興支那の必然性」を見出すのに決して難くないのである。

x

x

「今や青天白日旗が五色の旗に代つたこと果して平和なる更生の支那が産れるであらうか卒直に言へば支那はこれより亂れんこいふ一言で片付けたいと思ふものである」こ前提しながら「新支那が舊時代の軍閥に代はるに新軍閥が出来、それから軍閥の割據戦によつて大いに亂れ然らざる場合には共産化によつて大いに亂れるであらう」——こ説く最も大膽な支那觀論者がゐる。主として日本に於ける軍部方面の支那觀であるらしい。これらは日本又は支那に於ける通俗支那觀の一方を代表する一般論である。

x

x

「資本性社會の爛熟期を経てその資本性生産が崩壞期に入りそこに社會主義社會の實現の可能が

ある——こいはんよりは寧ろその必然性を信する」マルクス主義者はこれをそのまま支那に當嵌めて「支那も亦資本主義の末期に入り當然その崩壊から直ちに社會主義への展化を來すであらう」を論ずる人々がある。これは主として現在支那の新らしいを稱する思想家達によつて唱へられてゐる一種の支那觀である。さうしてこれらの連中は國民革命を國民革命の段階に、現在の支那の農業經濟狀態なきに即して當然資本性生産がその崩壊を來たしつゝあるのだと解してゐるやうだ。——日本にもこの種新思想家達の著書に感化された新人支那研究者達はほとんどもこれと同じやうな基礎觀念のみに支那を觀察しやうとするらしい。

x

x

前者をごく舊式の支那觀とするなら、後者はごく新式の支那觀であるといひ得るやうだが、わたし共にはこの種の舊式支那觀にも新式支那觀にも何等の敬意を拂はないのである。

x

x

資本性生産がその發展の段階として、金融資本時代から獨占的資本主義即ち帝國主義——にまで進み資本の輸出に相俟つて後進國の生産を刺戟しながら當然後進國に資本性生産の萌芽を促し延びて後進國に於ける資本主義制度發展の可能とその段階を形成せしむるのが國際經濟上の動かすべからざる原則とするなら——而かも現在の國際經濟の流れが今やまさにその最後の段階にあるのを眞

實とするなら——支那のやうな後進國は國際的帝國主義によつて誘致された資本性生産の萌芽時代——若くはその發展の段階にあるといふことが出来る（わたしは支那經濟社會の現状にかんがみてこの理法を信するに共に支那經濟社會の経過とその現状を考察するにき誰しもこれを否定しないであらうと信する）。日本の維新當時から明治時代へかけての經濟狀態生産狀態も亦さうであつた。（日本に於ける資本主義制度の經濟組織の發展が一種の變態的であることを免れないのは勿論現在ではその變態的發達のそれに隠されてゐることに夥しいのであるが）。かうして支那の生産——經濟の現状は過去に於ける國際的帝國主義に誘導されてその資本性生産の充分な基礎を確立するに至つたものだと解することが出来る。

經濟上社會上に於ける資本性生産の基礎確立に至る段階には、當然舊來の封建制度の破壊階程を伴ふ——こいふのは資本性生産の特徴が經濟上に於ける自給自足の仕組みを根底から打ち壊はさねば熄まぬところに農業經濟の立て直しが意識的無意識的に行はるゝからである。日本のやうなチツボケな國では外國との通商貿易が許されて外國貨物が侵入するに同時に（即ち國際的經濟の壓迫が加はるに）經濟上社會上すぐ其影響を蒙つたなごそれである。そこで封建制度が必然的に打ち壊さ

れた。——支那のやうな大きな國——従つて國際的經濟の壓迫を受くるのに極めて鈍感である國——ではその影響が徹底的に漸進的に現はれるのが常態である。この理法からいつても支那に於ける社會形態上の封建制度は必至的に破壊されねばならぬのである。わたしはこれを「新興支那の必然性」の一つとして考へたい。

x  
資本性生産が獨占的資本主義——帝國主義から——その内在性の矛盾が極度まで激化して混亂し無統一が尖鋭化した資本主義となり、死滅に瀕した資本主義となり、そこに没落の姿相が現はれて來るのを眞實とするなら（わたしは經濟社會の進化が或る程度までかゝる段階を経て遂に行き詰るであらうこゝを信ずる）、現在の國際的經濟戰は殆ど死にも狂ひに狂つた揚句疲れ切つた状態に沈淪してゐるのかも知れぬ。こゝに國際的帝國主義凋落の段階がある。

x  
支那に於ける國際的帝國主義は、帝國主義それ自身もつてゐるこの病源も、支那の經濟社會を中心として萌芽しつつ發展の段階にある資本性生産も、資本性生産發展の段階としての國際的帝國主義に對する抗爭も、その抗爭から受けた外傷もによつて多々益々凋落のかたちにある。これは後進國に於ける資本性生産萌芽時代即ち發展の段階にある時代の必然の姿相である。こゝいつて好い。

x  
わたしはこれをも「新興支那の必然性」の一つとして考へたい。

x  
さうしてそれらの諸相をわたし共は、新興支那の歩みつゝある政治にも、經濟にも、社會にも、その何れにもこれを見るのである。

x  
支那の金融制度——貨幣制度——は、まだ純然たる封建制度——こゝいはんよりは支那式の複雑特異な封建時代そのまゝ——である。銀を本位貨幣としてゐるこゝろに、支那が國際經濟上の特種部落をなしてゐる。

x  
最近銀價の慘落に直面しながら、幣制改革の意志が統治者の間に動きつゝある。而かもそれは新興支那の統治機關を以て任ずる國民政府がそれを斷行しやうとして、その具體的方案を講究してゐるのみならず近くその實施に着手するらしい。

x  
あらゆる生産、工業——其の他の經濟組織が資本主義制度の萌芽——延いてその發展の段階にある際、如上の擧は當然の徑路であるこゝいつて好い。わたしはこれをも「新興支那の必然性」の一つとして考へたい。

以上のほか「階級闘争の發生」や、「農業經濟問題(大工業は社會の壘壘である農民を滅ぼし農業經濟を破壊するといつたマルクス流の農業經濟問題を指す)の發生」のみを指して「新興支那の必然性」(この必然性はわたしのいふ必然性内容と異にして社會主義への展化を説いてゐるのである)を唱ふる人々がある。雖もわたしは、支那の經濟社會には、ほんまの「階級闘争」や「謂ふところの農業經濟問題の發生」するのが、も一度外資の輸入が行はれて、支那に資本主義制度の高度化が實現した際だに考へてゐる。

わたし共が新興支那の必然性を斯くの如く考へて來るべき、當然考慮のうちに入れなければならぬのは孫文の「三民主義」であるが、孫文の「三民主義」はこの「必然性」を見出しながら、唯これを必然性としてのみ説かなかつた點にある。

それは孫文が單なる學究ではなくして、經世家であり政治家であり實行家であつたからだ。少くともわたしは「新興支那の必然性」を孫文の「三民主義」をかう解釋したい。

孫文主義がまだ一貫した學説をなしてゐないのはこの間の消息に胚胎してゐる。即ち社會主義

もつかず共產主義もつかず、それかいつて國家社會主義でもなく、一種の資本性生産の可能を必要を論じつゝ資本主義制度の經濟組織を國家の機關によつて統制しやうとするやうな而かも社會主義體現の大同世界を建設して見たいといふやうな特異な孫文主義を樹立してゐるところに、孫文の經世家政治家實行家としての面影がある。

支那——といはんよりは國民黨國民政府が——孫文主義の實行に邁進するなら、さうして國民黨が依然として政權を掌握してゐるなら、(假令國民政府が仆れても孫文の主義が實行されるなら)支那には結局特異な資本主義制度の經濟組織を中心とする社會が生れやう。

若し國民黨がその政權に離れて、支那がまた一時的に混亂化したと假定しても、歸するところ支那はその「必然性のまゝ」にその赴かんところに行くであらう。そうしてそこに新興の支那が形成されるのである。而かもこの「必然性」は決して單なる軍閥の闘争や、單なる社會改造家の理論や部分的な階級闘争によつて左右さるべきものではないのである。

こゝまで来たときお断りして置かねばならぬのは「新興支那の必然性」は孫文が三民主義を説へ出し國民黨が三民主義の實行に向つて勇往邁進したから、それによつて生じたものではないことである。

孫文の「三民主義」は幾分この必然性を認識した點に於いてのみ世を風靡したのである。

「軍閥の闘争によつて大いに亂れん」といふ通俗支那觀者たちよ。「部分的の階級闘争のみを見て共産化が恐ろしい」と悲觀する皮相支那觀者たちよ。「國際的資本主義の崩壊と支那への影響」を唱ふる若い支那觀者たちよ。お身らはこの際もつゝ、對象を見つめる必要があるではなからうか。

特にわたしは唯目の前に現れた事象や人々との關係や、人々との心理を推測する外、何等の根底をも持たぬ通俗支那觀を大々的に排斥したのである。それと同時に孫文主義を單なる學者の夫れと同一視することも否定したのである。經世家、政治家、實行家としての孫文を見、孫文の三民主義を見てやらねばならぬと思ふ。

昭和六年二月十五日印 刷  
昭和六年二月十八日發 行

新支那を語る奥付

定價金壹圓八十錢

不許複製




著者 濱田峰太郎  
印刷所 久保常市  
發行所 東京市麹町區元園町二丁目十番地  
製本所 昭文閣印刷所  
東京市麹町區元園町二丁目十番地  
電話九段(33)二一六八番  
廣田兼吉  
東京市京橋區本湊町二十二番地

發行所

東京市麹町區元園町二丁目十番地  
電話九段(33)二一六八番  
東京三六九六八番

昭文閣書房



156



